

インセンティブ事業（要介護度等改善促進事業）

令和7年4月より、高齢者の自立に資する質の高いサービスを提供している事業所に対して、報奨金を交付する事業を開始する予定です。

運営資金面における支援のほか、介護従事者の改善意識向上に伴う定着率の向上、市内の介護サービス提供体制の向上を図ることを目的としています。

1. 交付対象

令和7年4月1日（以下「基準日」とする。）において、介護報酬におけるADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している事業所

2. 交付額

1事業所につき20万円

3. 今後の予定

令和7年4月末までに詳細を公表予定です。公表する場合は西尾市ホームページ及びいげたネットにてお知らせします。